

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（案）」等に対する意見公募要領

令和8年8月20日
経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課
地域産業基盤整備課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和8年5月29日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、（１）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（案）、（２）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令（案）及び（３）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（案）の制定を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集を行います。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- ・「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（案）」等

※上記に係る個別の法令としては以下の通り。

- （１）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- （２）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令（案）
- （３）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（案）

3. 資料入手方法

- （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （２）窓口での配布

経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館7階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年8月20日（木）～令和8年9月18日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-seisakuka_seido@meti.go.jp

（電子メールの件名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

